9．「１．⑺役員の状況」については、基準日における役員（外国法人にあっては、国内におけるすべての営業所又は事務所に駐在する役員）について記載すること。なお、「保有する議決権の議決権の総数に対する割合」の欄には、当該役員が保有する議決権の議決権の総数に対する割合を記載することとし、「兼職の状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与及び監査役にあっては、「兼職の状況」の欄に記載することを要しない。

10．「１．⑻外務員の登録状況」については、直前三年の各事業年度の基準日における外務員の数を記載すること。

11．「２．⑴商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要」については、当該事業年度における商品先物取引業の概況（商品先物取引業に係る収支の概要及び当該収支に影響を及ぼした重要事項を含む。）を記載すること。

12．「２．⑵取引の状況」については、商品市場における取引の状況にあっては、商品取引所別及び上場商品構成物品又は上場商品指数の種類別に取引数量を掲載すること。なお、商品市場における取引の委託を受ける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

13．「２．⑵取引の状況」については、外国商品市場取引の状況にあっては、外国商品市場開設者別及び上場商品構成物品又は上場商品指数に相当するものの種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外国為替レートにより邦貨換算すること。また、外国商品市場取引の委託を受ける商品先物取引業者においては、「委託」の欄の記載にあたり、外国商品市場における取引の委託の取次ぎを受けた数量がある場合は、その数量を括弧書で記載すること。

14．「２．⑵取引の状況」については、店頭商品デリバティブ取引の状況にあっては、店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数（商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。）の種類別に取引数量を記載すること。なお、外貨建ての取引の場合は、基準日における外国為替レートにより邦貨換算すること。

15．「２．⑶兼業業務の状況」については、兼業業務の種類ごとに、可能な限り収支の状況を記載すること。

16．「３．訴訟に関する事項」については、商品先物取引業に関する当該事業年度における裁判判決、係争中の案件その他の訴訟案件を記載すること。判決が下された案件（控訴又は上告により係争中の案件を除く。）については、当該判決の概要（損害賠償額（和解金を含む。）、相殺の割合及び違法と認定された場合にあっては、当該違法と認定された行為を含む。）を「概要」の欄に記載すること。係争中の案件については、その概要を「概要」の欄に簡潔に記載すること。

17．「４．経理の状況」については、期中における①から⑥までについての内容を記載すること（第百十六条第二項に基づき計算書類等及びその附属明細書を提出する場合を除く。）。金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人は、①から③まで及び⑥については、金融商品取引業者等に関する内閣府令第百七十二条第一項に規定される報告書に記載される内容を記載すること。⑤については、公認会計士又は監査法人の監査の有無を注記し、監査を受けている場合には、該当するすべての監査報告書（外部監査を受けていない会社にあっては内部監査のみ、外部監査を受けている会社にあっては内部監査と外部監査のそれぞれ）を添付するものとする。

18．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を次に添付すること。

様式第十二号（第117条第１項第１号関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　月　日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名　　印

月次報告書
（　　年　　月）

１．主要勘定残高　　（単位：百万円）

⑴　貸借対照表

科目	金額
流動資産計	
現金・預金	
預託金	
委託者資産保全措置信託	（　　）
商品取引責任準備預託金	（　　）
委託者保護基金への預託・分離預託	（　　）
委託者保護基金への預託・担保	（　　）
その他の預託金	（　　）
トレーディング商品	
商品デリバティブ取引	（　　）
その他のトレーディング商品	（　　）
未収金	
委託者等未収金	（　　）
その他の未収金・立替金	（　　）
差入保証金	
先物取引差入保証金	（　　）
その他の差入保証金	（　　）
委託者先物取引差金	
短期貸付金	
前渡金	